

世界の大都市東京がいよいよ 「受動喫煙防止」に動き始めた

「人」に着目した東京独自の
新しいルール案が発表された

各社で入社式が行なわれた4月1日、東京都は子どもを受動喫煙から守る条例をスタートさせた。子どもを対象にしたこの条例は、全国で初の試みである。今後、他の道府県でも導入の検討がなされることになるだろう。

その日から19日後の4月20日に、小池百合子都知事が記者会見で「東京都受動喫煙防止条例（仮称）」案の骨子を発表した。東京都としては、満を持してのことであったのではないかと、小池都知事の発言を聞きながら思った。

本欄連載は、この時を迎えるために平成27年10月にスタートした。この間、2年8カ月が過ぎ、都知事が3名代わり、自民党系の都議会議員がJ・T（日本たばこ産業）関係者と結託し、どこまでも「分煙」にこだわっていた。

有識者による委員会が開かれ、受動喫煙防止の必要性が力説されても、会議場を出れば元の木阿弥で、「分煙」に傾いた流れは変わらず、2020年のオリンピックまで継続するのかもしれない。だが、党首交代によって形勢は一挙に「分煙」から「受動喫煙防止」へと流れ出した。小池都知事が4月20日の会見で述べたことを、そのまま伝えよう。



「分煙」から「受動喫煙防止」に流れを変えた本拠地、東京都庁

3年間に3段階を経て受動喫煙防止策が実現するか？

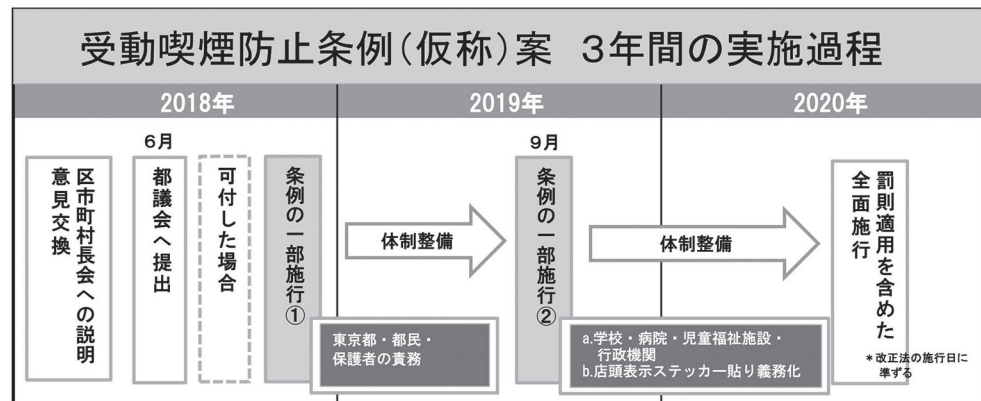
東京都受動喫煙防止条例（仮称）案は、区市町村会で関係者から意見を聞き、6月の都議会に提出される。

2020年までの間に3段階を経たスケジュール

この案が適用されました場合には、規制対象となる飲食店は、約84%になると見込んでおります。公共の場所などにおける受動喫煙防止の取組が一層推進されることになろうかと考えております。（後略）

喫煙とする場合には、お客様がお店を選ぶときに一目でわかるように、店頭でステッカー掲示することを義務付けることとしております。受動喫煙から子どもを守るための観点からは、20歳未満の人の立入を禁止するというところでございます。小学校、中学校、高等学校におきましては、敷地内禁煙で、屋外の喫煙場所の設置も不可ということいたします。

具体的には、従業員を守るという最初の『人』の観点でありますけれども、働く人の中でも従業員を守るという観点から、従業員を使用している飲食店においては、原則、屋内禁煙といたします。



第一段階のそれぞれの「責務」については、次の通りである。

東京都の責務

・受動喫煙による都民の健康への影

響を軽減するため、第一、第二段階の様子を見守りつつ体制を整備し、2020年8月の東京オリンピック・パラリンピック前に、条例違反者への罰則適用を含めた全面的な施行が考えられている。

第三段階は、第一、第二段階の様子を見守りつつ体制を整備し、2020年8月の東京オリンピック・パラリンピック前に、条例違反者への罰則適用を含めた全面的な施行が考えられている。

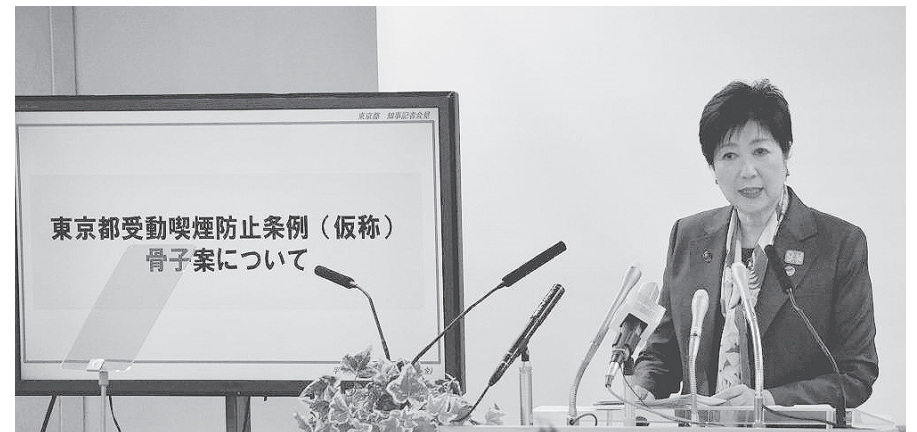
第二段階は、施行された第一段階の条例の動向を見ながら、ラグビーワールドカップが開催される2019年9月頃に、学校・病院・児童福祉施設・行政機関に関する条例施行が予定されている。この時に、飲食店には受動喫煙防止が分かるステッカーを店頭表示することの義務化が考えられている。

「この条例案の目的でございますけれども、屋内での受動喫煙によります健康影響を未然に防止する、そして、誰もが快適に過ごせる街・東京を実現するため、ここで『人』に着目しているというのが特徴でございます。」

一つ目の柱が『働く人』。この働く人が1日の大半を過ごされる職場での受動喫煙を防ぐということが一つ。もう一つが、自らの意思で受動喫煙を避けることは困難とされる子供たちを受動喫煙から守るということでございます。

具体的には、従業員を守るという最初の『人』の観点でありますけれども、働く人の中でも従業員を守るという観点から、従業員を使用している飲食店においては、原則、屋内禁煙といたします。

「受動喫煙防止条例（仮称）案の骨子を説明する小池都知事（写真・都知事公式Facebookより）」



二つ目の子どもたちを守るという観点につきましては、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校において、敷地内禁煙といたしまして、その他の施設におきましては、喫煙室などへの子どもの立ち入りを禁止すること、受動喫煙の機会に触れないということといたします。

それから、中長期的な話としても、児童・生徒に禁煙教育を徹底して行くことといたしております。

対象となる施設、そして喫煙禁止場所の範囲についてまとめております。現在、国会に提出をされております健康増進法の改正案につきましては、客席の面積が100平米以下、そして個人または中小企業が経営する飲食店の場合は、例外措置が設けられておりますけれども、都の条例案では、従業員がいない場合にのみ、喫煙室の設置を義務としないで、経営者が選択することといたします。

つまり、雇用している人が他にいないか、いないかというところで、経営者として選択ができるか、できないかということといたします。

響を未然に防止するため、環境整備に関する総合的な施策を策定し実施すること

・喫煙、受動喫煙が健康に与える影響について、意識の啓発、教育を通じて正しい知識を普及し、都民の理解促進に努めること

・受動喫煙の防止に関する必要な施策について、都民、区市町村、施設管理権限者その他の関係者と連携し協力して実施するように努めること

都民の責務

・喫煙、受動喫煙が健康に与える影響に理解を深めるとともに、他人に受動喫煙をさせることがないよう努めること

・東京都が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するように努めること

保護者の責務

・いかなる場所においても、その監督保護に係る未成年者の健康に受動喫煙による影響がおよぶことを未然に防止するように努めること
三者の「責務」を見ると、東京都

の責務を果たすには、相当のエネルギーを要することが分かる。「意識の啓発や教育を通じて正しい知識の普及と理解促進」一つにしても容易なことではない。

東京都はどのようにして責務を果たすつもりでいるのだろうか。具体的な取り組みの成否は、受動喫煙防止条例の効力に影響するだろう。それだけに、眼に見える形で成果を出さなければならない。

「働く人」がいる場所の受動喫煙防止にある難題

第二段階で実施されることになる主なものは、「多数の者が利用する施設での喫煙禁止」である。学校を始め病院、児童福祉施設などは、完全ではないにしても喫煙禁止はある程度浸透している。

問題は、都知事が強調した「働く人」がいる場である。従業員の健康面を考えれば、働く場を喫煙禁止にするのは常識的な判断である。ところが、大小の飲食店では喫煙禁止に難色を示す、というより反対する。

経営者も従業員も「働く人」であるが、喫煙できなければ売上が落ちるという理由を楯に、受動喫煙防止条例の実施に抵抗を示して来たのが、これまでの流れである。

東京都が1年後に実施を予定しているのは、従業員がいる84%の飲食店である。飲食店経営者らが言う「売上が落ちる」ということに対して、東京都は妥協案として飲食店内に「喫煙専用室」を設置することで対処するようだ。それについては、公費（都民の税金）から助成金・補助金を出すと小池都知事は言った。

この対処方法については、賛否あるだろう。だが、飲食店内を喫煙禁止にすることで来客数が減ると言うデータを盲信する飲食店経営者らと歩み寄って、全体的に受動喫煙防止条例を実施するための助成金・補助金だと捉えれば、一時的な方便としてあり得ることである。

ただし、今の技術で設置可能な「喫煙専用室」は、タバコの煙が漏れ出ることが分かっている。つまり、従業員も来客も受動喫煙に晒されるこ

とになるということだ。

条例が実施され、1年が経過したところで、飲食店内の「喫煙専用室」が受動喫煙防止に役立たないものであることが分かるだろう。改善の対策は、それからでも遅くはない？

受動喫煙の精神的被害がまだ語られていない

東京都がこれから3年がかりで行なう受動喫煙防止条例に基づく取り組みは、世界的に見れば遅きに失しているが、国内的に見ればいろいろな意味において画期的なことである。受動喫煙防止条例の実施は、先

に神奈川県、兵庫県の例はある。しかし、日本の首都東京で行なわれることで、1200万人の都民の健康意識への良い影響。それに伴う医療費の軽減ということだけでない効果が見られるようになるだろう。

受動喫煙が肉体面におよぼすマイナス作用、健康被害については医師方々の研究によって、かなり明瞭になっている。人間のもう一つの機能である精神面への受動喫煙のマイナス作用、精神被害については、まだ多く語られていない。

それは、精神科の領域になるのだろうか。素人眼に見てもタバコ煙の

禁断症状とも言えるイライラ感のほか、判断力の鈍化、挙動不審、激昂などから人間関係を悪化させ、離婚、離婚に至る場合が無いとは言えないほど、悪影響が受動喫煙によって発生しているように感じられる。

離婚や離婚の原因が、まさか受動喫煙にあると思う人は、今のところいないようだ。しかし、人間は肉体のみで健康を維持しているわけではない。肉体を害する受動喫煙が、精神を害しないと言えるだろうか。不健康は心身の作用で起きる、と大昔から言われている。

（本誌・河田英治）